

三重県農業研究所研究評価実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、三重県農業研究所で実施する研究課題について、適正な評価を実施するため、具体的な評価の実施方法を定める。

(評価対象)

第2条 原則として、農業研究所が主担当となっている全ての研究課題について、研究評価を実施する。

ただし、競争的研究資金等、応募および研究遂行に関し別に審査を受けることが前提になっている事業については除外することができる。

(農業研究所研究評価委員会)

第3条 農業研究所は、前条の研究課題を客観的に評価するため、農業研究所研究評価委員会（以下「評価委員会」という）を設置する。

2 評価委員会は、研究評価委員（以下「委員」という。）6名以内で組織する。

3 評価委員会は、県庁組織以外の有識者等で構成し、農業研究所長（以下「所長」という。）が選任し、委嘱する。

4 前項の有識者等には、農林水産部特別顧問（農業分野担当）を含むことができる。

5 評価委員会は、評価委員会委員長（以下「委員長」という）を委員の中から選出する。委員長は評価委員会における議事を進行する。

6 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 評価委員会の事務局を、農業研究所研究戦略課におく。

(委員の責務)

第4条 委員は、評価にあたって厳正な評価を心がけるとともに、知り得た未公開情報を他に漏らしてはならない。

(研究評価)

第5条 評価区分及び内容は次の各号のとおりとする。

1) 事前評価：研究課題の開始を予定する前年度に評価を受ける。

2) 中間評価：研究期間が3年以上の研究課題について、その期間の中間年度にあたる年度に評価を受ける。

3) 事後評価：研究期間の最終年度に評価を受ける。

2 所長は、研究評価にかかる評価基準、評価方法及び評価委員会の開催日程を別に定める。

(研究評価結果の取扱)

第6条 所長は、評価委員会の評価結果を次のとおり取り扱う。

1) 事前評価：評価委員会の評価結果に基づき、研究内容の修正・見直しを行い、必要に応じて次年度予算に反映させる。

2) 中間評価：評価委員会の評価結果に基づき、研究内容の修正・見直しを行う。

3) 事後評価：評価委員会の評価結果を参考に、研究成果の取り扱いを決定する。

(評価の公表)

第7条 所長は、評価基準および評価方法等の情報と評価結果に関する情報を、県民にわかりやすいかたちで適切に取りまとめ公開する。ただし、個人情報、企業が有する技術情報あるいは知的所有権の取得に必要な情報等、機密の保持が必要な事項を公開してはならない。

(その他)

第8条 評価方法及び評価委員会の運営方法について必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 18 年 7 月 1 1 日から施行する。
- この要領は、平成 19 年 9 月 1 9 日から施行する。
- この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- この要領は、平成 25 年 4 月 1 0 日から施行する。